

広報 あんななか

2016
(平成28年)
9/1
vol.126



子どもが考える未来 ～子ども議会が開会～

8月7日(日)に、市内の中学生22人が子ども議員となり参加した「子ども議会」が開催されました。子ども議員自ら考えてきた質問を本会議場で茂木市長、桑原教育長に質問し、答弁を受けました。(詳細は、6ページをご覧ください。)

主な内容

- P2-3 防災 9月1日は「防災の日」です
- P4-5 お知らせします。臨時福祉給付金
- P6 子ども議会が初めて開催されました



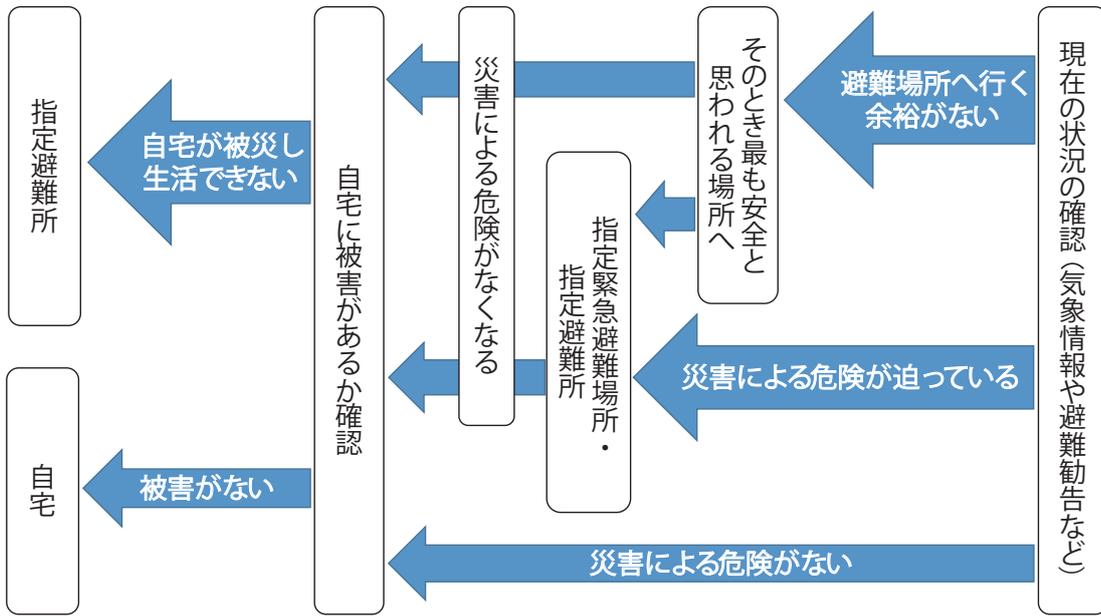
防災

毎年9月1日は「防災の日」です

9月1日は、1923年（大正12年）に関東大震災が発生した日であり、本格的な台風シーズンを迎える時期であることから、昭和35年の閣議での了解により「防災の日」として制定されました。

防災の日は「災害についての認識を深め、災害に対処する心構えを準備する日」とされており、この機会に防災について改めて考えてみましょう。

避難の流れ



災害が発生 または
発生する可能性が高い

○市町村が発令する避難に関する情報についてご存じですか

■避難準備情報とは？

人的被害の発生する可能性が高まった状況で発令されます。避難行動に時間を要する人はこの段階で避難を開始してください。

■避難勧告とは？

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で発令されます。この段階では、避難勧告の対象範囲にいる全ての人が避難行動をとってください。

■避難指示とは？

人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況で発令されます。この段階では避難指示の対象範囲にいる全ての人は直ちに避難行動をとってください。

ただし、「避難」は「避難場所や避難所へ行く」ではありません。命を守るため安全な場所に避難することです。逃げ遅れてしまった場合など、状況によっては避難場所や避難所にとらわれずに、自宅の2階以上への垂直避難なども含めて



平成27年9月に上後関で発生した土砂災害

その場そのときの最も安全と思われる場所で命を守りましょう。

○気象用語についてご存じですか

■注意報とは？

大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

■警報とは？

重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。

■特別警報とは？

警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

ただし、**特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です**。大雨などにおいては、時間を追って段階的に発表される注意報、警報などを確認して、早め早めの行動をとることが大切です。

■記録的短時間大雨情報とは？

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとつて災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される情報で、大雨を観測した観測点名や市町村などを明記しています。

■土砂災害警戒情報とは？

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。土砂災害警戒区域などにお住まいの人は、特に早めの避難が重要です。

○避難する施設や場所についてご存じですか

■指定緊急避難場所とは？

災害による危険が迫っている状況で、指定避難所まで避難することに危険が伴う場合などに、緊急的・一

時的に命を守るための場所です。

■指定避難所とは？

地震や風水害などの災害で被災し、自宅で生活できない人が一定期間生活するための施設です。

平時から災害対応ガイドブックや被災歴などを参考に危険性が高い場所を確認するとともに、万が一の時でも、安全・確実に避難できるように避難する場所や避難経路についても確認し、家族で共有しておきましょう。

平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川決壊の様子

提供：国土交通省関東地方整備局



臨時福祉給付金。



平成28年度 臨時福祉給付金

消費税率引上げによる低所得者の負担軽減のため、給付金を実施します。

年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の支援のため、給付金を実施します。

対象者

平成28年度住民税（均等割）
が課税されていない人

- 〔・扶養者が課税されている場合〕
- 〔・生活保護の受給者 など以外〕

対象者

障害基礎年金・遺族基礎
年金を受給している人

支給要件

	平成28年度臨時福祉給付金	年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)
支給対象者	平成28年度分の住民税（均等割）が課税されていない人が対象です。 ただし、以下の場合は対象となりません。 ・平成28年度分の住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合 ・生活保護や中国残留邦人等に対する支援給付を受給している場合 ・給付金の支給決定がされる前に亡くなられた場合 など	平成28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人が対象です。 ただし、以下の場合は対象となりません。 ・高齢者向け給付金（低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人
支給額	1人につき 3千円（1回かぎり）	1人につき 3万円（1回かぎり）
基準日	平成28年1月1日	



お知らせします。

受付期間・申請方法

●申請・問合せ先

平成28年1月1日時点で住民票がある市町村が申請先となります。

安中市が申請先となる人は、下記窓口が給付金の申請窓口です。

困福祉課社会福祉係（内線1153） 困住民福祉課福祉子ども係（☎393-7070（直通））

●申請受付期間

9月12日（月）～1月20日（金）（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※郵送申請の場合、1月20日（金）必着

●提出書類

申請書（対象者と思われる人あてに、9月中旬頃郵送いたします。）

申請書に添付していただくもの

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、パスポートなどいずれかの写し

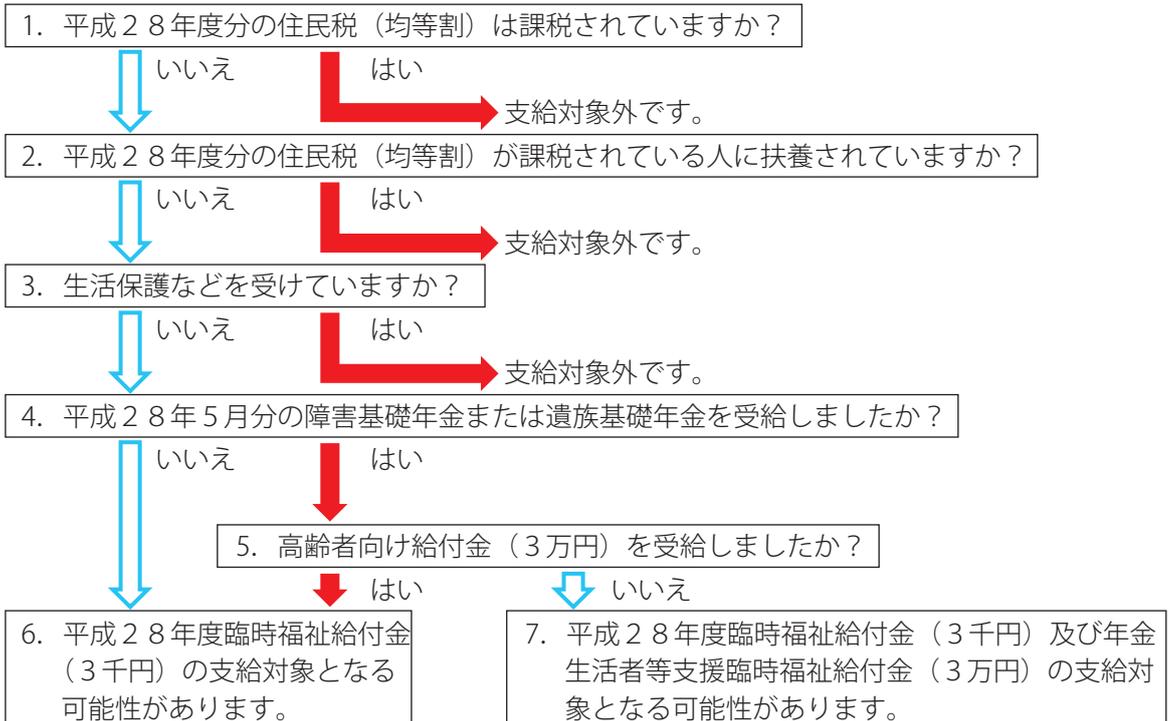
指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳、またはキャッシュカードの写し

ご 注 意

- 原則として、申請期間外の申請や申請先と異なる市町村への申請は受け付けられません。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。安中市以外が申請先となる人は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 平成26年度及び平成27年度に支給した給付金、高齢者向け給付金については、申請期間が終了しているため、受け付けできません。

平成28年度臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金対象者診断チャート



「臨時福祉給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）をかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



子ども議会が初めて開催されました

緊張の中、子ども議会開催

市内の各中学校から選出された3年生22人が「子ども議員」として出席しました。

保護者や学校関係者、市議会議員の見守る中、本会議場で、議長として壇上上がった子ども議員から指名されると、日頃感じていることや要望などの質問を緊張しながらもしっかりとした口調で述べました。

茂木市長、桑原教育長は、子ども議員から質問された税金や給食費、ごみ問題などについて、誠意も持つてわかりやすく丁寧に答弁しました。本会議場は実際に議会が開催されているような雰囲気包まれ、子ども議員、市議会にとつてとても貴重な時間となりました。

子ども議会開催にあたり

安中市議会では、昨年9月に議会改革特別委員会（委員長 奥原賢一議員）を設置し、より市民に開かれた議会を目指して調査・研究をして



指導を受ける子ども議員

います。その中の一つの取組として、8月7日（日）に市議会本会議場で、「安中市子ども議会」（主催：安中市議会）を開催しました。未来を担う中学生を対象に、本会議場に立ち、議員として質問するという体験を通じて、地方自治や政治への関心を深めてもらうとともに、市および市議会への関心を深めてもらうことを目的としたものです。

皆さんの質問は、これからの安中市政を運営していくにあたり大変参考になりました。



これを機会に、皆と一緒に、この安中市がより住みやすく、より魅力的になるように、力を合わせていきましょう。



茂木市長
吉岡議長
から
ひとこと

子ども議員22人から大変すばらしい質問をいただきました。

述べられた意見や要望は皆さんが立派な大人になられている頃には、しっかり反映されていなければならぬと強く感じました。

子ども議員の感想

子ども議会を終えて

- 非常に貴重な体験ができた
- いろいろな視点からの質問が聞けて楽しかった
- たくさんの方が体験することにより安中市について感心が高まると思う
- これからの自分の生活にとってもプラスになった
- 今後も市民と市議会の交流が増えるといい
- 自分の意見を積極的に伝えることができた
- 時間が足らず、再質問ができなかった
- 市議会の職務内容に興味を持てた
- 市の活性化に協力して行きたい
- 他校の生徒とも関わりが持てた



議場へ入場する子ども議員

子ども議員名簿と質問内容（○印＝議長）

中学校名	氏名	質問内容
松井田北	高橋 陽南	増税した場合の、市での税金の使い方について
松井田南	小島 佑太	磯部と安中間の中間駅について
第二	佐藤 正義	団地の違法駐車について
新島	内田 和哉	横断歩道の現状と増加について
新島	須藤 咲弥	クリーンセンターの植物園について
第一	神村 涼夏	自転車のルールについて
第一	上原 慶太○	給食費の無料化について
第一	高橋 真咲	リサイクルについて
第二	清水 優風菜	安中市の学力について
新島	小幡 理愛	ホームレス支援について
新島	佐々木 奏瑠	安中のPRについて

中学校名	氏名	質問内容
第一	山口 隼	ゴミ問題について
松井田北	金井 太陽	イノシシや熊などによる農作物などへの被害について
松井田東	児玉 真紀	空き家の処分について
第二	湯浅 耕作○	安中市の商店や食堂等の活性化について
松井田南	中島 孝一郎	「思いやり」について
第二	小井玉 倫	学校の校庭の芝生化について
第二	福嶋 賢一	部活時間の延長について
新島	鬼形 奈都子	安中市の行事（お祭り等）について
松井田東	中村 桃華	中高生のSNSによる問題の対策について
第一	柿沼 愛梨	除草作業について
松井田南	飯野 花音○	確氷製糸について

問合せ▶ 議会事務局議事係（☎内線1353）

☎＝本庁舎 ☎＝松井田庁舎 ☎＝谷津庁舎 ☎＝碓氷川クリーンセンター ☎＝スポーツセンター

空

家リフォーム事業費補助金制度を開始

～地域づくりの場、交流の場として空き家を改修しませんか～

市では、だれでも気軽に集まり交流することで、支え合う地域づくりの推進を図るため、その交流の場として空き家を利活用する場合に、リフォーム費用の一部を補助します。

手続や条件など詳細は、窓口でご相談ください。

問合せ▶**☎**地域創造課地域政策係（☎内線2631）



補助対象者	地域交流活動を行う個人または団体
補助対象住宅	申込日において空き家である戸建て住宅
補助対象工事	①地域交流活動を行うために必要なリフォーム工事（屋根、内装、トイレ、バリアフリー化の工事など） ②市内の業者に発注して行う工事であること。 ※法人の業者にあっては本店（本社）が市内にある業者に限ります。 ※見積書・請求書・領収書が市内の事業所で発行できる業者に限ります。 ③平成29年3月31日（金）までに完了する工事であること。
補助金額	・補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て） ・交付限度額100万円
申込み	申込場所：☎地域創造課 申込時間：午前8時30分～午後5時15分 ※郵送では申込みできません。 ※土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は申込みできません。
注意事項	・申し込み前に必ずご相談ください。 ・補助金の交付は交付年度に関係なく、申請者および空き家につき、1回限りです。 ・すでに着工または完了しているリフォーム工事は対象外です。 ・予算の範囲内において実施しますので、予算に達した場合には受け付けを終了します。

自

衛官募集

～自衛官を目指してみませんか～



自衛隊では、次のとおり自衛官を募集しています。募集している種目などは次のとおりです。応募要綱は、自衛隊群馬地方協力本部またはホームページから入手できます。

問合せ▶自衛隊群馬地方協力本部（☎326-1761）

ホームページアドレス▶<http://www.mod.go.jp/pc/gunma/>

募集種目		受験資格	受付期間	試験期日	入(校)隊
防衛大学校	学生一般 (前期)	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月5日 ～ 9月30日	1次11月5・6日 2次12月6～10日	平成29年 4月
防衛医科大学校	医学 科 生			1次10月29・30日 2次12月14～16日	
	看護学 科 生			1次10月15日 2次11月26・27日	

名 前	地 区	年 齢
小金澤 と も	中宿	107
柳 澤 つ る	中宿	105
中 村 ね の	安中三丁目	105
大 宮 勝 永	高別当	104
松 井 は な	嶺	104
田 中 ト ヨ	郷原	104
大 島 律 子	松井田町五料	104
塩 谷 喜 久	松井田町人見	103
儘 田 か つ	野殿	103
宮 崎 エ イ	磯部三丁目	103
萩 野 春 子	松井田町松井田	103
白 井 萬理子	松井田町横川	103
中 嶋 フ ジ	野殿	102
出 崎 政 一	下秋間	102
黛 コトジ	安中四丁目	102
半 田 みづ江	原市一丁目	102
山 田 か め	安中三丁目	102
佐 藤 モ リ	松井田町人見	102
飯 野 すみ江	松井田町二軒在家	101
石 井 一 二	松井田町高梨子	101
多 胡 ツ ギ	下秋間	101
清 水 歌	板鼻	101
佐 藤 ひ ろ	松井田町行田	101
富 沢 愈 世	松井田町行田	101
猿 谷 あい子	松井田町五料	101
原 ひさえ	西上秋間	101
浅 井 友 次	大谷	101
徳 田 とく子	松井田町新堀	100
小 林 志 づ	嶺	100
有 坂 みさを	原市	100
相 川 き よ	中後閑	100
鬼 形 喜 与	下後閑	100
佐 藤 愛 子	松井田町八城	100
武 井 やちよ	松井田町五料	100
宇佐美 勝	磯部一丁目	100
内 田 多津美	岩井	100
花 形 ふぢき	安中三丁目	100
太 田 綾 子	磯部三丁目	100
萩 原 多 嘉	松井田町上増田	100
保 坂 ち せ	松井田町新堀	100
大 野 ま さ	安中三丁目	100
小 林 ヤ エ	松井田町下増田	100
榎 坂 よ し	松井田町新堀	100
上 原 ハルエ	松井田町上増田	100
渡 辺 英 子	松井田町二軒在家	100
上 原 みどり	松井田町新井	100
出 崎 八千代	嶺	100
中 山 壽 子	松井田町二軒在家	100
石 塚 まちえ	松井田町人見	100

いつまでも お元気で



多年にわたって社会に貢献してこられた高齢者の皆さんに心から感謝し、長寿のお祝いを申し上げます。今年度末で100歳以上の皆さんは8月17日現在で男性が3人、女性が49人の合計52人です。本市の最高齢者は小金澤ともさん107歳です。

今年度、100歳以上の高齢者の皆さんは次のとおりです。

※お名前は現代仮名遣いで表記してあります。

※敬称略、年齢は平成29年3月31日を基準日として、生年月日順で記載しております。

問合せ▶

困介護高齢課高齢者対策係 (☎内線1181)
 松住民福祉課健康介護係 (☎内線2151)

おめでとうございます

春の叙勲



瑞宝双光章
(消防功劳)
佐藤 古白さん
(上間仁田)



旭日小綬章
(地方自治功劳)
中島 博範さん
(原市)



旭日小綬章
(地方自治功劳)
柳澤 健一さん
(板鼻)



瑞宝双光章
(更生保護功劳)
小出 海順さん
(岩井)



瑞宝小綬章
(地方自治功劳)
大平 良治さん
(板鼻)

褒章



藍綬褒章
(統計調査功績)
田中 文代さん
(安中)

群馬県総合表彰



福祉功劳
上原 正男さん
(下後閑)



福祉功劳
武井 惠美子さん
(松井田町新井)



保健功劳
永山 雅之さん
(中宿)



県土整備功劳
櫻井 幹男さん
(安中)

消費生活センターからのお知らせ

「お試し」のつもりが定期購入に!!

低価格などをうたった広告をうのみにせず、契約の内容をきちんと確認しましょう

【事例】

「初回お試し価格500円」というサプリメントのインターネット上の広告を見てスマートフォンから注文したところ、商品と同封の請求書に「定期購入で2回目以降は1箱4,000円。5回以上継続しないと解約できない。」と書かれていた。飲むと体調が悪くなるため、2回目以降は不要と事業者に申し出たが「定期購入と記載している。」と解約を拒否された。購入時は気がつかなかったが、サイトを確認すると、画面の下の方に小さな文字で他の表示に紛れて書かれていた。

事業者から「単品扱いとする方法もある。その場合、通常価格5,000円での購入になる」と言われた。500円だから試そうと思っただけに納得できない。

【ひとこと助言】

☆通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。

☆広告上にある契約内容や解約条件についての表示の有無、表示がある場合はその内容を確認したうえで契約するかどうかを慎重に判断することがトラブルにならないためのポイントです。

☆「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。

☆最近では「スマートフォンで注文したため小さい文字の表示はよく見えなかった」という事例も見られるので、スマートフォンからの注文の際は特に注意が必要です。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く) 午前9時〜午後4時

問合せ▼安中市消費生活センター(☎382・2228)

9月は「自殺予防月間」です

群馬県は9月を自殺予防月間と定め、市町村や関係機関と連携し、自殺や心の病気についての正しい知識の普及やこれらに対する偏見をなくすための啓発活動を実施しています。

●自分のことで悩んでいる人へ

- ・悩みを一人で抱え、追い込まれた気持ちになっていませんか。
- ・「死んでしまいたい」「どこかへ消えてしまいたい」と考えるほど、つらい気持ちになっていませんか。
- ・眠れない日が続いたり、心身の不調を感じていませんか。

つらい気持ちを打ち明けることで、楽になれることがあります。
一人で悩みを抱えないで、相談してください。

●まわりの人を心配している人へ

最近、何だか様子が変わって心配、どうしたらいいかわからない・・・というあなた

声をかけることから始めてみませんか。

安中保健福祉事務所では自殺予防を推進するため、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）を増やす研修会を開催しています。研修会では、自殺についての理解を深め、悩んでいる人を孤立させないことの大切さや、相談することでの解決の糸口が見つかることなどが学べます。職場単位や自治会単位での研修も可能です。安中保健福祉事務所にご連絡ください。

相談窓口	電話番号	開設日時
安中市 困福祉課 困健康づくり課 困住民福祉課	027-382-1111	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
安中保健福祉事務所	027-381-0345	
群馬県こころの健康センター	027-263-1156	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	午前9時～午後4時



安中市合併10周年記念事業

第24回 まついだ 夢伝大会

今年も夢伝大会が開催されます。走る、歩く、電動車椅子で、車椅子の手こぎ、足こぎで、自分の持てる技と力でみんなとゴールに向かって、精一杯頑張らしましょう。仲間とともにある自分を見出し、ひとりぼっちじゃないと確信がもてるでしょう。

障がいのない人もある人も、一緒に夢を伝えようと思う人はどなたでも参加できます。たくさんの人の参加をお待ちしております。

日時▼10月16日(日) 受付：午前8時から8時35分 開会式：午前9時から

集合場所▼松北側駐車場

コース▼松前スタート・ゴールの約4キロメートル

定員▼300人(先着順)

参加費▼1,000円

申込方法▼所定の申込用紙に必要事項を記入し、9月30日(金)までに窓口または郵便でお申し込みください。

申込み・問合せ▼夢伝大会事務局(松住民福祉課内)
(松内線2155・FAX393-1093)

※申込用紙は困福祉課、松住民福祉課にあります。



STOP 障害者虐待



障害のある人が同意なく財産や賃金を使われる、暴言暴力を受ける、介護や世話をしてもらえないなど、虐待を受けていることが近年、問題になっていきます。また、虐待を受けていても自分から助けを求められずにいる人もいます。そのような状況に対し、虐待のある人を守り、安心して地域で生活できるようにと、平成24年10月1日に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

同法では、障害のある人を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他心身の機能に障害がある者」としており、このような人たちへの不当な行為を虐待としています。また、各市町村においては、虐待予防、早期発見、虐待を受けた人の安全を確保、自立の支援、障害のある人を世話する家族へも支援体制を整えることをうたっています。

障害者虐待を 発見したら通報を

虐待を発見した人は、速やかに市町村へ通報することが義務として定められています。通報したことで通報者が不利益になるようなことはありません。

虐待している人、虐待されている人の「自覚」は問いません。虐待をされていても、自分の障害の特性から自分のされていないことが虐待だと認識していない人や、悩んでいても自分から助けを求められずにいる人もいます。また、虐待をしている人が「指導・しつ

け・教育」として不適切な行為をしていることもあります。「あざや傷がある」「怒鳴り声が聞こえる」「衣服が汚れている、異臭がする」など、普段と違う様子は虐待の兆候を示すサインです。少しでも「おかしい」「もしかして」と感じたら市役所へ相談してください。虐待のサインに気が付いてくれる人、通報してくれる人が今虐待で悩み苦しんでいる人の支援につながります。

安中市障害者虐待防止センター

市では、障害者虐待を発見したときの相談窓口として、「安中市障害者虐待防止センター」を設置しています。障害者虐待や、障害のある人を介護する人の支援に関する相談、通報、その他虐待に関するお問い合わせは虐待防止センターまでご相談ください。



「もしかしたら虐待かも」と感じたら連絡を

安中市虐待防止センター（困 福祉課内）
電話番号 382-1111（☎内線1155）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

障害者虐待の具体例

虐待には次の5つがあります。どれか1つではなく、複数の虐待が行われていることもあります。

①身体的虐待

身体に外傷や傷みを与えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。

②性的虐待

わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為を強要すること。

③心理的虐待

暴言、無視、または精神的苦痛を与えること。

④放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯等身の回りの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない。

⑤経済的虐待

財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

問合せ▶ 困 福祉課障害福祉係（☎内線1154）



安中市健康増進計画

『いきいき安中健康21』 からのお知らせ

安中市健康増進計画・安中市食育推進計画

『いきいき安中健康21』第2次を策定しました

「いきいきあんなかけんこう21」で健康標語作りました

こころの健康

あんしんして 相談しよう 心の悩み

☆ストレスって何？

ストレスとは、外部から刺激を受けたときに生じる緊張状態のことです。日常生活の中で起こるさまざまな変化＝刺激が、ストレスの原因となります。主なストレスの要因

- 環境的要因・・・天候や騒音など
- 身体的要因・・・病気や睡眠不足など
- 社会的要因・・・人間関係がうまくいかない、仕事が忙しいなど
- ※進学や就職、結婚、出産といった喜ばしいできごととも変化＝刺激なので、ストレスの原因となります。

★ストレスサインに気づいたら、早めのセルフケアが大切です★

ストレスサインに気づいたら、早めの対処が大切です。十分に休息をとり、気分転換をするなど、早めにセルフケアをしましょう。

ストレスサインの例

- 気持ちが落ち込む
- イライラする
- 眠れない
- 食欲がない
- 疲れやすいなど

※歯が痛くなる、耳鳴りがするなど、自分特有のストレスサインがあれば、知っておくことも大切です。



★ストレスをためない暮らし方★

①考え方や見方を変えてみよう

問題点やダメな点に注意が行きがちですが、実際にできていること、うまくいっていることに注意を向けてみましょう。気持ちが少し楽になることもあります。

②困ったときは誰かに相談してみよう

話を聴いてもらうだけでも気持ちが楽になることもあります。日頃から気軽に話せる人を増やしておきましょう。しかし、症状が続くときは、早めに専門家に相談しましょう。



休養

すいみんは 心と体の エネルギー

健康づくりのための睡眠指針2014～睡眠12箇条～

- 良い睡眠で、からだもこころも健康に。
- 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざまのメリハリを。
- 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
- 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
- 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
- 良い睡眠のためには環境づくりも重要です。
- 若い世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
- 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
- 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
- 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
- いつもと違う睡眠には、要注意。
- 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

次回は、10月1日号に『運動』と『特定保健指導』の掲載を予定しています。

問合せ▶ 困 健康づくり課保健指導係 (☎内線1172)

女性のための再就職支援セミナー

出張ジョブカフェ・マザーズセミナー in 安中

専門家から学ぶ！損をしない働き方
これから働きたい女性のための賢い働き方、教えちゃいます！
参加者同士で楽しく情報交換もできます！
★子どもの教育資金はどれくらい必要？
★社会保険に入ると損得どっち？
★扶養の範囲内の働き方って？
★年金ってこれからどうなるの？

日時▶9月26日(月)午前11時～午後12時30分

場所▶**☑**305会議室

講師▶平岩社会保険労務士事務所 平岩 千鶴子氏

定員▶10人

対象▶就職を考えている女性または結婚、出産・育児、
介護・看護などによる離職から再就職を考えている女性

参加料▶無料

託児▶10人 ※事前予約が必要です。

申込期限▶9月16日(金)

申込み・問合せ▶**☑**地域創造課商工労働係 (☎内線2621)



撮影支援組織の設立へ

7月1日(金)に、第1回撮影支援組織検討委員会が開催されました。

市内での映画やドラマなどの撮影を支援し、活用することで、安中市の知名度アップや観光振興、市の活性化につなげていく組織の設立を目指し、市内の各種団体の代表者などを交えて、組織の方向性などを検討する委員会です。

委員会では、提供サービスが完全無料のフィルムコミッションではなく、支援の一部を有料として独自運営を目指すロケーションサービス方式の組織にすることや、撮影の誘致や市PRを積極的に行うなどの事業に関する方針が決定しました。

今後は、10月末の組織設立へ向けて、構成メンバーや規約作成などの活動を行っていきます。

なお、設立記念講演会を予定しております。詳しくは、広報あんなか10月1日号をご覧ください。



問合せ▶**☑**観光課観光係 (☎内線2622)

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!
求めない!
受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病気見舞

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

(公財) 明るい選挙推進協会

総務省 寄附の禁止

検索

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索

問合せ▶**☑**選挙管理委員会(行政課) (☎内線1045)

国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査 実施中

市内の医療機関で受ける「個別健診」と、決められた日時に各保健センターや公民館などで受診する「集団健診」があります。いずれか一方で受診してください。

結果通知については、個別健診は医療機関から、集団健診は市からお知らせします。

☆健診時に持参するもの

- ①ご自身の保険証
- ②特定健康診査（または後期高齢者健康診査）受診票・受診券
- ③採尿した尿容器（集団健診のみ）

☆注意事項

- ①朝食は食わずに受診してください。（食後に受診すると血糖値が上がるなど正確なメタボ判定ができません。）
- ②受診票・受診券裏面の「質問票」は必ず記入してください。（血圧・血糖・コレステロールを下げる薬を服用している人は、必ず「はい」と回答してください）

利用券が届いたら 特定保健指導を受けましょう

安中市国保に加入している40歳から74歳までの人を対象に特定保健指導を行っています。

特定健康診査結果や質問票から、生活習慣病発症の可能性が高いことが予測される人に、随時「特定保健指導利用券」をお送りしています。

特定保健指導利用券がご自宅に届いた人は、この機会を生かして必ず特定保健指導を受けましょう。

☆特定保健指導とは

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師・保健師・管理栄養士などが、対象者一人一人の状態にあった生活習慣の改善に向けた支援を実施することです。



特定健診は、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した健診です。

「メタボリックシンドローム」とは、内臓型肥満に加え、高血糖・高血圧・脂質異常のうち、2つ以上を伴った状態をいいます（1つを伴うと「予備軍」）。自覚症状がないまま動脈硬化が進み、重症化すると、脳梗塞・心筋梗塞などを引き起こします。

放置せずに、生活習慣を改善することで重症化を予防できます。この機会に特定保健指導を利用し、生活改善に取り組みましょう。

放っておくと・・・

高血圧、糖尿病、
脂質異常症の悪化

↓
動脈硬化

↓
脳梗塞・心筋梗塞

糖尿病悪化

↓
壊疽 → 切断
網膜症 → 失明
腎臓病 → 透析



※特定保健指導の実施方法は、医療保険者によって異なります。詳細はご加入の医療保険者にお問い合わせください。

問合せ▶ 健康づくり課予防係 (☎内線1172)

☒=本庁舎 ☒=松井田庁舎 ☒=谷津庁舎 ☒=碓氷川クリーンセンター ☒=スポーツセンター

2016年9月1日号

14

国民健康保険証を更新します

○新しい保険証を9月下旬に、世帯主あてに郵送します

- ・世帯員全員分を同封してお送りします。
- ・保険証が届いたらすぐに内容を確認してください。
- ・記載内容に誤りがある場合は、**〔本〕**国保年金課国保係または**〔松〕**住民福祉課税務係までご連絡ください。
- ・保険証の有効期限は、生年月日や保険証の種類によって下表のとおりとなります。（国民健康保険税に滞納がある世帯を除く）

○簡易書留郵便での送付を希望する人は次の期間中に届出をお願いします

受付期間▼

8月29日（月）～9月2日（金）
午前8時30分～午後5時15分

受付場所▼**〔本〕**国保年金課国保係・**〔松〕**住民福祉課税務係
持参するもの▼保険証・はんこ

○現在お持ちの国民健康保険証について

現在お持ちの国民健康保険証は9月30日で有効期限切れになり、使うことができなくなります。期限切れの保険証は、**〔本〕**国保年金課または**〔松〕**住民福祉課へ返却するか、返却できない場合には各自で責任を持って破棄してください。

○国民健康保険税はきちんと納めましょう

- ・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。
- ・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人

が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付（7割から9割）を受けることとなります。

・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。



保険証の種類	生年月日	有効期限
一般医療保険証	昭和16年10月2日～昭和17年9月30日生まれの人	75歳の誕生日の前日 ※誕生日から後期高齢者医療制度
	昭和17年10月1日以降生まれの人	平成29年9月30日
退職者医療保険証	昭和26年10月2日～昭和27年9月1日生まれの人	65歳の誕生月の末日 ※有効期限の翌日から一般医療保険証
	昭和27年9月2日以降生まれの人	平成29年9月30日
※退職者医療の被扶養者の人は、退職本人の有効期限に連動して有効期限が変わる場合があります。		

問合せ▼**〔本〕**国保年金課国保係

（☎内線1113）

〔松〕住民福祉課税務係

（☎内線2160）

7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押え）強化月間」です

●滞納処分の差押件数・換価状況

年度	平成27年度4~6月	平成28年度4~6月
預貯金	215	247
給与・年金	8	23
生命保険	11	20
国税還付金	38	35
売掛金・賃料ほか	3	1
不動産	11	10
計	286	336
換価による税収	14,149,043円	17,341,000円

●滞納処分件数の推移

財産の種類	24年度	25年度	26年度	27年度
債債など	1,022	1,072	1,170	1,191
不動産	88	48	75	39

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療、教育、ごみ処理、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

市税を滞納することは、納期内に納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税が無く、納税相談も無い人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。市では、7月・8月・9月を「滞納処分（財産差押え）強化月間」として、財産の差押えをより強化していきます。

◎給与の差押えを強化しています
給与収入があり、納税できる状況であるにもかかわらず税を納めない人に対しては、積極的に給与の差押えを執行します。

給与の差押えは、勤務先に給与を照会した後に執行します。照会の際、滞納の事実を勤務先に伝えます。給与の照会や差押えの執行にあたっては、事前に差押えを受ける人にお知らせすることはありません。

差押え後は、完納になるまで毎月取立てを行います。



▲過去に差し押さえた不動産

◎不動産差押えを強化しています
住宅ローンなどの支払いを優先して税を納めない人には、積極的に不動産（土地・建物）の差押えを執行しています。

◎延滞金について
納期限を過ぎても未納の場合は、延滞金が発生することもあります。延滞金は、税の公平性を確保するための一種の制裁金とも言えるもので、延滞金のみ滞納であっても滞納処分（財産の差押え）の対象となります。

◎納税は納期内納付が大原則です
市税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合には、20日以内に督促状が発送されますが、発送には多額の経費



◎「タイヤロック（車輪止め）」を導入して自動車などの差押えを実施します
差し押さえた自動車（二輪車）を運行・使用させないための措置として、自動車のタイヤ部分に装着して運行不能状態にし、レッカー移動します。それでも納税いただけない場合は、インターネット公売などで売却します。

なお、自動車差押えに要した経費についても、滞納者本人の負担となります。



開設日	時間	場所
9月30日（金）	午後8時まで	困収納課
10月31日（月）		
11月30日（水）		
12月26日（月）		

●夜間納税相談窓口
市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日（納期限日）に夜間窓口を開設します。

が掛かり、その経費も市税で負担することになります。納期内納付のご協力をお願いします。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税を納期ごとに納付することが困難な場合は、一人で悩まず、放置せず、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

問合せ▶ 困収納課収納整理係（☎内線1084）

不動産合同公売を 実施します

～どなたでも参加できます～

市税の滞納処分として差し押さえた不動産（土地・建物）を公売し、入札によって売却します。今回は、土地付建物3件、土地7件の計10件の不動産が公売対象で、売却代金は市税に充てられます。

今回の公売は本市と高崎市、藤岡市、藤岡行政県税事務所と合同で行います。

多くの機関で公売を実施することで、より多くの入札・売却と税収確保を目指します。

どなたでも参加ができますので、関心のある人は、是非ご検討ください。詳細は、市のホームページか公売広報でご確認ください。



▲過去に公売した不動産

入札期日	11月22日(火)午後1時受付開始	場所	群馬県高崎合同庁舎4階 受付：404会議室 入札会場：402会議室
その他	公売参加の手続と本市の物件の詳細については、市のホームページ、または困収納課・ <u>松</u> 住民福祉課に用意した「公売広報」をご覧ください。 本市以外の各機関の公売の内容については、各機関に直接お問い合わせください。		
各機関の連絡先	・高崎市（☎321-1225） ・藤岡市（☎0274-40-2831） ・藤岡行政県税事務所（☎0274-22-1442）		

売却区分 番号	所在地	内容				最低入札価額 (円)	公売保証金 (円)
		土地	土地面積(m ²)	建物	建物面積(m ²)		
安中市-1	安中五丁目字城下	宅地3筆	計353.30	建物1棟	計119.24	1,890,000	190,000
安中市-2	松井田町八城字別所	畑1筆	300	-	-	1,080,000	110,000
安中市-3	松井田町八城字別所	畑1筆	536	-	-	1,940,000	200,000
安中市-4	松井田町八城字渡戸	宅地2筆	計326.99	-	-	3,870,000	390,000
安中市-5	松井田町人見字新田	宅地2筆 畑2筆	計472.45	-	-	4,960,000	500,000
安中市-6	松井田町二軒在家字中島	宅地2筆	計391.85	建物1棟	計42.49	1,980,000	200,000
安中市-7	板鼻字本町	宅地1筆 山林2筆	計195.71	-	-	1,380,000	140,000
安中市-8	松井田町人見字西原	畑3筆	計2,497	-	-	11,970,000	1,200,000
安中市-9	板鼻字毘沙門	宅地1筆	816.77	建物2棟 付属建物2棟	計500.42	6,190,000	620,000
安中市-10	磯部二丁目字西新井	宅地1筆	382.00			3,980,000	400,000

※直前に公売を中止する場合があります。事前に公売実施の有無を各機関にお問い合わせください。
 ※農地の場合、公売参加には農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。
 ※公売は、現況有姿のまま売却します。入札の際は、不動産の状況確認や登記簿等の閲覧などにより、事前に検討したうえで入札してください。

問合せ▶ 困収納課収納整理係（☎内線1086）

国民年金からのお知らせ

このページに関する問合せ▼
高崎年金事務所（☎322-4299）

国民年金には保険料の免除制度や 納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。（一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります）

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、平成28年7月から平成29年6月までです。

○納付猶予制度

50歳未満（平成28年6月以前分の申請は30歳未満）で、世帯主の所得に關係なく、本人および配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

承認期間は、平成28年7月から平成29年6月までです。

☆平成28年7月より、30歳未満から50歳未満へ拡大されました。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

承認期間は、平成28年4月から平成29年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度とともに、申請は原則として毎年必要です。

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができます。（失業などによる理由を除く）

第3号被保険者は配偶者の転職や 退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人）は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要になります。

○配偶者が退職したとき
（3号から1号へ…本人が市役所へ届出）

○配偶者が転職したとき（退職した翌日に再就職したとき）
（3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届出）

○配偶者が死亡したとき
（3号から1号へ…本人が市役所へ届出）

○本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

（3号から1号へ…本人が市役所へ届出）

○配偶者が65歳になったとき
（3号から1号へ…本人が市役所へ届出）

※詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分ま

で納めることができます（後納制度）。
※後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。





—リレー・エッセイ—

男女共同参画推進委員会

第66回

男女共同参画の実現に向けて

安中市男女共同参画推進委員会委員

上原 修



「元始、女性は太陽であった」という一文で始まる『青鞥』は、明治44年に平塚雷鳥らにより創刊された女性のための文芸誌です。当時の日本には、男性が社会的役割を果たし、女性が男性を支え、家庭を守るという考え

方・風潮がありました。最初は、純文学的な指向だった『青鞥』もしだいに女性が社会参加するために、参政権が必要との考えの基、その獲得を目的とした啓蒙誌へと形を変えていきま

す。しかし、実際明治後半にどれだけ国民が参政権をもっていたかと言えば、全人口のたった2%程度。国民の意志や考えがいろいろな面で取り上げられ、反映される社会構造にはなっていないのが実情でした。その後、大正14年になって、25歳以上の男子全員に選挙権が与え

られ、昭和20年に20歳以上の男女全員に選挙権が与えられました。そして、平成27年には、選挙権が20歳から18歳へと引き下げられ、今年の参議院選挙から実施されました。

普通選挙が実施されている現在の日本において、女性の国会議員、都道府県議会の議員数などは、ともに8%程度です。また、経済的な面、例えば、男女の給与比較では、女性の給与は男性のそれに比べ70%程度に留まっているという統計が出ています。

群馬県の教職員をみると、公立小中学校においては、男性教員が約45%、女性教員が約55%の比率です。ただし、校長や教頭などの管理職になると女性が13%程度しかいません。教員の世界では基本的に男女の雇用や給与の差はありませんが、管理職となるとこのように大きな差が出てしまっています。これにはどういった理由があるのでしょうか。教員に限らず私の身近でも夫婦共働きで子どもを育て、親の介護をしている人たちがいます。仕事をしながらもその多くの家庭で子どもや高齢者の面倒を見つつ家事をこなしている比率は、まだまだ女性のほ

うが多いのではないのでしょうか。能力のある女性であっても、それが職場で活かしきれないことのひとつの原因は、家庭の中の男女の役割分担にあるという推測も可能かもしれません。そしてまた、家庭での役割を果たそうとする男性も、育児や介護の休暇が取りにくい、残業が避けられないなどの現実があるので

しょう。男女共同参画社会基本法が来て17年程たった現在において、この法律の趣旨をどう具体的な形や数値として実現していくかは、社会全体の大きな課題とも言えます。教育の現場においては、人権教育の視点から、日頃の児童生徒への接し方、呼び方や名簿の並べ方など、「なぜ、男子が…」、「どうして、女子が…」など疑問・差別的な意識が持たれるようなことのない、男女が自然に活動できる、学校生活が共同・協力して行えるよう、いろいろな点に配慮して学校経営・制度を考え、実施していく必要があります。

この子どもたちが成長した時には、性別にとらわれずにもっている個性や能力を十分活かせる社会であってほしいと思っています。

男女共同参画推進委員会の委員を公募します

市では、市民の皆さんの中から男女共同参画社会の推進に理解があり、主体的に活動する意欲がある人を安中市男女共同参画推進委員会の委員として次のとおり公募します。

募集人数	2人以内
任期	平成28年11月1日～平成30年10月31日
応募資格	①応募時点で市内に住所があり、市外に転出する予定のない人 ②平成28年4月1日現在で20歳以上の人
応募方法	所定の応募用紙に必要事項と応募理由(400字程度)をご記入のうえ、応募・問合せ先まで持参、郵送または電子メールで提出してください。
応募用紙配布場所	☒総合案内、☒受付、または市のホームページ (http://www.city.annaka.gunma.jp) からダウンロードできます。
募集期間	9月1日(木)～23日(金) ※郵送の場合は最終日の消印分まで有効。
選考・発表	応募内容について市が審査・選考し、結果は応募者全員に通知します。
その他	・会議は原則、平日昼間に開催します(年3回程度)。 ・選考過程および選考結果などのお問い合わせについては応じかねますので、あらかじめご承知おきください。
応募・問合せ	☒市民生活課市民協働係(☎内線1139) 〒379-0192(個別郵便番号のため住所の記入は必要ありません) E-mail: seikatsu@city.annaka.gunma.jp



問合せ▶☒市民生活課市民協働係(☎内線1139)

今月のピックアップ

晩秋の映画鑑賞会 **家族はつらいよ**
妻よ、笑顔を下さい。夫よ、離婚を下さい。



結婚50年を迎えようとする平田家の主・周造と妻・富子。たまには妻に誕生日のプレゼントでも買ってやるのかと、周造が欲しいものを聞いてみると、富子の答えはなんと…「離婚届」!! 突然起きたまさかの「熟年離婚」騒動に、子どもたちは大慌て。何とか解決策を見つけようと《家族会議》を執行し、離婚問題について話し合おうとするものの、それぞれの不満が噴出しはじめ、事態は思わぬ方向へ

…! 果たしてこの家族はどうなってしまうのか!? 「男はつらいよ」から20年。山田洋次監督が贈る、待望の喜劇! ぜひ、松井田文化会館をご覧ください。

日時▶11月6日(日)
一部:午前11時~(開場:午前10時45分)
二部:午後2時~(開場:午後1時45分)

上映時間▶108分

	全席自由	一般	高校生以下
前売		800円	700円
当日		1,000円	900円

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール
※安中市松井田文化会館、安中市文化センター、富岡市かぶら文化ホールの各窓口にて、9月24日(土)からチケット前売開始。
※3歳未満の入場は不可。
問合せ▶安中市松井田文化会館(☎393-4400)

9月1日から10月15日までのスケジュール

- 大ホール**
- 安中市合併10周年記念講演「安中市から世界を見る」~未来を創る子どもたちと一緒に考える~
9月10日(土) 13:30開演(13:00開場)
入場:抽選により当選された人が対象となります。
問合せ:松井田文化会館(☎393-4400)
 - 群馬県こんにやく現地研究大会
9月16日(金) 9:00~ 入場:無料
問合せ:松農林課(☎内線2611)
 - 第二回市川喜猿の会(歌舞伎公演)
9月18日(日) 11:00~16:00~ 入場:4,000円
問合せ:市川喜猿の会(☎080-8042-3000)
 - とっておきの音楽祭inあんなか 映画上映「オハイオ! 2」熊本地震チャリティ上映会&ダブルMミニライブ
9月25日(日) 13:30~16:15
入場:前売1,000円 当日1,200円
問合せ:同祭実行委員会 櫻井(☎090-7428-3729)
 - 安中市防災講演会
10月1日(土) 14:00~16:00 入場:無料
問合せ:危機管理課(☎内線1131)
 - 市民フェスティバル
前期10月14日(金)~16日(日)
後期10月21日(金)~23日(日) 入場:無料
問合せ:生涯学習課(☎内線2244)
- 小ホール**
- 手作り雑貨の販売
9月4日(日) 10:30~16:00 入場:無料
問合せ:手作り雑貨の店chouchou(☎395-4694)
 - 第39回東溪書展
9月23日(金)~25日(日) 9:00~17:00(25日は15:00まで) 入場:無料
問合せ:東溪会事務局 神宮(☎382-2156)
- ギャラリー**
- 第5回森藤一郎染画展
10月7日(金)~10日(月・祝) 9:00~18:00(7日は12:00から 10日は16:00まで) 入場:無料
問合せ:森(☎393-1213)

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP26をご確認ください

今月のピックアップ

安中市文化センター自主文化事業
鳥羽一郎コンサート
スペシャルゲスト 石原詢子



安中市文化センターでは自主文化事業として「鳥羽一郎コンサート スペシャルゲスト 石原詢子」を開催します。

「兄弟舟」で一躍有名になり、今年でデビュー35周年を迎えた鳥羽一郎。ゲストに石原詢子を招いた豪華なコンサートをお楽しみください。

なお、安中市教育委員会主催のため大変お買い求めやすい価格になっております。この機会を逃さず、ぜひお越しください。

日時▶12月3日(土) 午後2時30分開演
会場▶安中市文化センターホール
チケット▶全席指定 前売3,500円 当日4,000円
9月3日(土)午前8時30分から、安中市文化センター窓口にてチケット販売開始。
※電話受付は9月5日(月)午前9時から行います。

問合せ▶安中市文化センター(☎381-0586)

9月1日から10月15日までのスケジュール

- ホール**
- 劇団ろしなんて 安中公演「煙が目にしみる」
9月3日(土) 18:30~20:00
入場:前売1,000円 当日1,200円
問合せ:地域創造集団 楽舎 鳥屋(☎361-5108)
 - 合歓の木グループ 第16回舞踊&レク・フラ 華の祭典
9月10日(土) 12:30~17:00 入場:無料
問合せ:合歓の木グループ(☎385-8940)
 - TSUKEMEN LIVE 2016
10月8日(土) 15:00~
入場:前売3,500円 当日4,000円
問合せ:文化センター(☎381-0586)
 - 西部地区サロン研修会
10月14日(金) 13:30~15:45 入場:無料(要申込)
問合せ:社会福祉協議会 岡本(☎382-8397)
- 学習室など**
- 図書読み聞かせ
9月17日(土) 14:00~15:00
会場:図書館幼児コーナー 入場:無料
 - 市民パソコン教室
9月1、3、8、15、17、22、(木、土)
10月1、13(木、土)
13:30~15:30 会場:2階パソコン室 入場:無料
 - 初心者パソコン講座
9月26日(月)、28日(水)、29日(木)、30日(金)
パソコンを始めよう(パソコン入門) 9:00~12:00
「お知らせ」を作ろう(ワード入門) 13:00~16:00
10月3日(月)、5日(水)、6日(木)、7日(金)
出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 13:00~16:00
10月15日(土)
インターネットを使おう(インターネット入門)
9:00~16:00
会場:2階パソコン室 入場:要申込
 - 市民の茶席(表千家流)
10月15日(土) 10:00~15:00
会場:2階茶室 入場:無料

問合せ 安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP26をご確認ください

生涯学習だより



●生涯学習イベントのご案内(予定)

10月からの生涯学習課関連の主なイベントは下表のとおりです。

区分	開催日	行事名	会場
市民フェスティバル	10/14(金) ～16(日)	碓氷のつどい 前期(作品展など)	松井田文化会館
	10/21(金) ～23(日)	碓氷のつどい 後期(作品展など)	松井田文化会館
	10/23(日)	市民展 邦楽舞踏会	安中市文化センターホール
	11/20(日) ～23(水・祝)	市民展 作品展示	安中体育館
安中市PTA連合会	11/5(土)	安中市PTA連合会・家庭教育委員会合同講演会 空羽ファティマさん(絵本作家)	松井田文化会館大ホール
童謡フェスティバル	11/6(日)	第26回童謡フェスティバル	安中市文化センターホール
青少年健全育成	11/19(土)	青少年健全育成市民のつどい	安中市文化センターホール
人権教育	10/14(金)	人権教育映画会	松井田文化会館大ホール
	12/2(金)	人権教育講演会 演題 「言葉の責任 ネット被害者・加害者にならないために ～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～」 スマイリーキクチさん	安中市文化センターホール
スプリング フェスティバル	2/4(土) ～5(日)	松井田会場(作品展・体験学習)	松井田文化会館
	2/11(土・祝)	安中会場(作品展・体験学習) 記念講演 ピーター・フランクルさん(数学者・大道芸人)	安中市文化センター
少年少女合唱団	3/18(土)	少年少女合唱団 第22回定期演奏会	安中市文化センターホール (チケット1人 200円)

平成27年度

人権作品集「おもいやり」から

みんな違う みんな同じ

安中市立松井田北中学校

1年 上原 万莉菜

(前号からのつづき)

私の祖母は歩くことが好きです。健康でいるためでもありますが、祖母は途中で会う人達とのふれ合いや、その時にしか見られない風景を見ることがとても楽しみだそうです。私も祖母と歩いた時に見た風景を、心からきれいだなと感じたことを思い出しました。

自分の楽しみを見つけていることも、幸せになれることも、みんなが持っている「人権」です。人それぞれ幸せを感じる瞬間は違っても、幸せになるのは平等なのです。

「人権」は「人が人として生きる権利」です。みんなが平等に生きること、心から幸せだと感じることに、ほんの少しの幸せで「人としての幸せ」が感じられるのです。みんな平等で、感じることは違うからこそ、「人権」が必要だと思います。

外国人や障害者の方、高齢者や子供も「人権」を持っています。それは、誰でも同じように、平等に生きていくからです。どんな人でも幸せに生きる権利があるからです。人が支え合って、尊重し合っていくためだからです。そのために、「人権」が一人一人にあるのだと私は思います。

だからこそ、困っている人、力を貸してほしい人、悩んでいる人、悲しんでいる人、そういう人達の気持ちに寄り添っていくことが大切なのです。一人一人が思いやりの気持ちを持ってたら、必ず良い社会になっていくと私は信じています。(おわり)

問合せ▼☒生涯学習課生涯学習係

(☎内線2244)

学習の森

No.125

だより

「安中の文化財」

「真田丸」の時代の安中

―小田原征伐と松井田城攻め―

天正十年（一五八二）六月の神流川合戦で滝川一益が北条氏に敗れ、上野国から退却すると、真田昌幸は沼田城・岩櫃城を取り戻しています。これに対して北条氏は、信濃国上田と沼田を分断するため、天正十三年九月に松井田衆の神宮衆・両後閑衆（後閑刑部少輔・同宮内少輔兄弟）らに吾妻郡の大戸城攻めを命じています。

北条氏と真田氏の領土問題は、天正十五年十二月に豊臣秀吉の裁定により、沼田城と沼田領の三分の二を北条氏に割譲し、残り三分の一を真田領とし、北条氏への割譲分については徳川家康が補償することになりました。しかし、天正十七年十一月に真田領の名胡桃城が沼田城代猪俣邦憲により攻略され、秀吉は小田原城攻めを決定しました。北陸道と東海道の両方面からの攻略ため、北陸道は加賀の前田利家が大將となりました。利家は越後の上杉景勝・信濃の真田昌幸らを率いて碓氷峠から上野国に入り、大道寺政繁・直繁父子が守る松井田城を攻めています。『滋野世紀』などではこの時に真田信繁（幸村）の出陣が確認でき、松井田城攻めが信繁の初陣であったと考えられています。



平成27年度
「文化財愛護ポスター」
優秀作品（敬称略）
岐津 舞（新島学園中1年）

天正十八年三月十五日に前田利家らは碓氷峠に着陣し、碓氷峠で真田軍と大道寺軍が交戦しています。物見に出た真田信幸が坂本町のはずれで北条方の佐久郡牢人と良与左衛門と交戦しています。また、碓氷峠の難所磐根石（刎石・羽根石）で信繁は乱戦となった大道寺軍を破っています。刎石山の尾根にある堀切は大道寺堀切と呼ばれ、秀吉の襲来に備えて大道寺政繁が造らせたものと言われています。信繁と大道寺軍の戦いはこの辺りのことと考えられます。

碓氷峠で大道寺軍を破った北国勢は松井田城を取り囲みましたが、上信国境に位置する重要な城のため、秀吉の襲来に備えて天正十五年五月から改修が始まり、巨大で堅牢な城へと変貌していました。そのため秀吉は付城を築城して攻めることを指示しています。一ヶ月に及ぶ籠城戦の末、四月十日に水の手が奪われ、四月十九日の総攻撃によって二十日に開城し、大道寺政繁は降伏しています。

その後、降伏した大道寺政繁は、忍城攻めの道案内を務め、武州松山城・鉢形城・八王子城攻めに加わりました。しかし、秀吉から開戦の責任を咎められ、河越の常楽寺にて切腹を命じられています。新堀の補陀寺は政繁の菩提を弔うため、小田原征伐の翌年の秋に現在の場所にお堂を建てたと言われています。

ふるさと学習館では ミュージアムグッズを販売しております。

市史・町誌

「安中市誌」

「安中市史」

「松井田町誌」

過去の展示図録

「碓氷社」

「養蚕の神々」

「学び舎に遺る郷土の歴史」

など



ぐんまちやんマフラーグッズもオリジナルグッズもあります。



2016 7.30(土) - 9.25(日)

安中市学習の森
ふるさと学習館

特集展示開催中!

問合せ ▶ 安中市学習の森 ふるさと学習館

Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623

Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp

写真コンテスト入賞者が決定

6月12日(日)に、第10回安中市写真コンテストの表彰式が行われ、応募作品575点の中から次の皆さんが表彰されました。(写真は表彰式に参加した推薦・特選受賞者の皆さん)

◎第1部 秋間梅林の部

【推薦】 群馬県知事賞：樋口 彰彦 (高崎市)
安中市長賞：三木 利男 (甘楽町)

◎第2部 観光写真の部

【推薦】 安中市長賞：斎藤 一弥 (藤岡市)
安中市観光協会賞：安井 博満 (富岡市)
安中市議会議長賞：勝見 博 (沼田市)



◎撮影会写真の部 (松井田地区)

【推薦】 安中市長賞：星野 雅浩 (桐生市)



JICAボランティアが来訪

6月24日(金)に、独立行政法人国際協力機構が実施する、JICAボランティア事業に参加する須賀聖さんが、茂木市長を訪れました。須賀さんは、民間企業で培った経験をもとに現地での経営に関する支援を行い、さまざまなことに積極的にチャレンジしていくとのことでした。

やま・さと応援隊

6月27日(月)に、県やま・さと応援隊活動で、本市の「やま・さと応援隊」となった群馬大学社会情報学部公共政策研究室の学生ら9人が茂木市長を訪れ、若者から見た安中市として、地域活性化などにつながるための提案などを行いました。



幻想的に飛び交うホタル

7月2日(土)、3日(日)に、碓氷峠の森公園で碓氷峠ホタルの里祭りが開催されました。今年も大勢の人が訪れ、出店を楽しんだり、ホタルの飛び交う姿を鑑賞するなど訪れた家族や子どもたちでにぎわいました。

立ち直りを支える地域のチカラ

7月6日(水)に、今年で66回目を迎えた社会を明るくする運動で、社明パレード・広報活動が市内で行われました。安中保護区保護司会や安中地区更生保護女性会のメンバーなどが参加した同パレードでは、スーパーマーケットなどでPR用物品を配布するなど運動の啓発が行われました。



で
ま
ご
と
い
3
い
3

第38回 少年の主張 安中市大会

教育委員会 青少年育成推進員連絡協議会 青少年健全育成会議



少年の主張 安中市大会

中学生による少年の主張安中市大会が7月12日(火)に、松井田文化会館で開かれ、市内の各中学校から代表生徒12人が、日常で感じたことや自身の体験に基づいたことなどを発表しました。

最優秀賞には長滝涼生さん(第二中学校3年)、優秀賞に瀧口健一さん(第二中学校3年)、土井雄平さん(新島学園中学校3年)が選ばれ、市の代表として西部地区大会(県大会予選を兼ねる)へ出場しました。その結果、長滝さん、瀧口さんが県大会へ出場することになりました。(写真は発表者の皆さん)



100歳おめでとうございます

小林志づさん(嶺 写真右)が、徳田とく子さん(松井田町新堀 写真左)が、100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからもお元気にお過ごしください。



安中市合併10周年記念事業

『私だけが知っている安中の“魅力”百選募集中』

「ふるさと安中」の埋もれた地域資源を再発見し、あなたの目で発見した「安中の魅力」を、たくさんの人に伝えてみませんか。

募集作品の内容▶

市内の景観、風景、風物、風習、自然現象、歴史的人物、偉人、変わった人工物、お宝品、遺産など。たとえば、「珍百景」的なもの、設置場所に合わないもの、珍しい商品や道具、不自然な造形・動作をするものなど。ただし、すでに安中市史や文献などに記載されているもの、広く知られているものは対象外とします。

詳細は、広報あんなか4月1日号、または☎企画課までお問い合わせください。

問合せ▶☎企画課企画調整係(☎内線1021)

選定作品の応募者には、粗品(図書カード1,000円分)を贈呈します。

9月1日から10月15日までの行事予定

月	日	曜日	事業名	場所	団体名 / 問合せ
9	3	土	劇団ろしなんて第45回公演安中公演「煙が目にしみる」	安中市文化センター	地域創造集団「楽舎」(☎382-6150)
9	10	土	合歓の木グループ発表会 —舞踊&フラ・レクダンス華の祭典—	安中市文化センター	合歓の木グループ事務局 岡部(☎385-8940)
9	11	日	めがね橋から しゃぼん玉で虹をつくろう —しゃぼん玉飛ばそう大会onめがね橋—	めがね橋	碓氷峠浪漫倶楽部 高木(☎090-6000-1619)
9	18	日	第16回福祉ふれあいまつり2016	安中市スポーツセンター	福祉ふれあいまつり実行委員会事務局(市社協) (☎382-8397)・安中市(福祉課)
10	10	月・祝	安中市合併10周年記念花火大会	あんなか祭り会場(安中市役所)周辺	(公社)安中青年会議所(☎382-2824)

◎ 選挙啓発ポスター作品展示

市選挙管理委員会と安中市明るい選挙推進協議会では選挙啓発ポスターの市内各小・中・高校の代表作品の展示を行います。皆さん、お誘い合わせのうえ、お越しください。

日時▶9月7日(水)～12日(月)
午前9時～午後4時30分

場所▶学習の森 ふるさと学習館市民ギャラリー

入場料▶無料

問合せ▶**☎**市選挙管理委員会 (☎内線1045)

市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:

<http://www.city.annaka.gunma.jp>

メールアドレス:

kouhou@city.annaka.gunma.jp

◎ 秋の全国交通安全運動が実施されます。

秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通事故に遭わないよう、交通事故を起こさないよう十分注意しましょう。



【運動期間】

9月21日(水)～30日(金)

【スローガン】

安全は

小さな注意の 積み重ね

【サブスローガン】

自転車も

人も守ろう 交通ルール

【運動重点】

○運動の基本

①子どもと高齢者の交通事故防止

②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

の徹底

④飲酒運転の根絶

問合せ▶**☎**危機管理課交通防犯係 (☎内線1132)

◎ 交通安全パレード

秋の全国交通安全運動の実施に伴い、交通安全パレードが行われます。

パレードにおいては、群馬県警察音楽隊や安中中学校ブラスバンド部による演奏などが行われます。多くの皆さんのご観覧をお待ちしております。

なお、雨天の場合にはパレードを実施せず、安中市文化センターで交通安全大会の開催および群馬県警察音楽隊・安中中学校ブラスバンド部による演奏に変更することがあります。

【日時】

9月22日(木・祝) 午後2時～

【コース】

安中小学校↓武家長屋前↓谷津横町↓安中市役所谷津庁舎前 ↓安中市役所本庁舎

【参加団体】

群馬県警察音楽隊他交通安全関係団体など



—昨年のパレードの様子

◎ 見学付き

地区別ミニ就職面接会

(安中・富岡)

事業所採用担当者との面談・業務内容の説明を通して福祉分野への理解を深め、就職活動を支援することを目的に「地区別ミニ就職面接会」を開催します。また、求職者が面接会に関心をもった事業所を実際に見学し、より具体的に業務についてのイメージをふくらませ、入職後のミスマッチを防止定着率を高めることを目的に「施設見学会」を開催します。

日時▶9月28日(水)

午前10時～正午・地区別ミニ就職面接会

午後2時～3時・施設見学会

場所▶高崎市労働会館

(高崎市東町80-1)

参加法人▶安中市・富岡市の高齢者施設・事業所10社程度参加予定

対象▶福祉分野(高齢者)に就職を希望する人・関心のある人(平成29年3月に大学等新規卒業予定者を含む)

参加費▶無料

申込み▶当日会場へお越しください。※施設見学のみ参加はご遠慮ください。午前中の面接会へ参加された人が対象となります。

※面接会のみ参加は可能です。

問合せ▶高崎市福祉人材バンク

(☎324-12761)



行事カレンダー

9月1日→10月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
9月								
1	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●第3回安中市議会定例会開会(予定) 9:00～	11	日		29	木	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～12:00・13:00～16:00
2	金		12	月	●第3回安中市議会定例会経済建設 常任委員会(予定) 9:00～	30	金	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～12:00・13:00～16:00
3	土	●鳥羽一郎コンサート(ゲスト:石 原詢子)チケット発売日 文化センター 8:30～ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	13	火		10月		
4	日		14	水	●人権と平和を考える講座(②/⑤) ☎ 13:30～ ●第3回安中市議会定例会一般質問 (予定) 9:00～	1	土	●安中市防災講演会 文化会館 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
5	月	●第3回安中市議会定例会決算審査 特別委員会(予定) 9:00～	15	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●第3回安中市議会定例会一般質問 (予定) 9:00～	2	日	
6	火	●第3回安中市議会定例会決算審査 特別委員会(予定) 9:00～	16	金		3	月	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00
7	水	●人権と平和を考える講座(①/⑤) ☎ 13:30～ ●体育施設利用者調整会議(10月～12月) 安中地域屋外施設 ☎ 18:30～ 松井田地域屋内外施設 ☎ 18:30～ ●第3回安中市議会定例会決算審査 特別委員会(予定) 9:00～	17	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00	4	火	
8	木	●体育施設利用者調整会議(10月～12月) 安中地域屋内施設 ☎ 18:30～ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●第3回安中市議会定例会総務文教 常任委員会(予定) 9:00～	18	日	●安中市職員採用試験 ☎ 9:00～ ●福祉ふれあいまつり2016 ☎ 9:00～15:00	5	水	●人権と平和を考える講座(⑤/⑤) ☎ 13:30～ ●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00
9	金	●第3回安中市議会定例会福祉民生 常任委員会(予定) 9:00～	19	月		6	木	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00
10	土	●安中市合併記念講演「安中市から世界を見る」 ～未来を創る子どもたちと一緒に考える～ 講師 池上彰氏 文化会館 13:30～	20	火	●第3回安中市議会定例会閉会(予定) 9:00～ ●秋の県民交通安全運動(～30日) ●人権と平和を考える講座(③/⑤) ☎ 13:30～	7	金	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00
			21	水	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	8	土	●TSUKEMEN LIVE 2016 文化センター 15:00～
			22	木		9	日	
			23	金		10	月	
			24	土		11	火	
			25	日		12	水	
			26	月	●市民献血 ☎ 10:00～12:00・13:00～15:30 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～12:00・13:00～16:00 ●第10回農業委員会総会 ☎ 11:00～	13	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
			27	火		14	金	●市民の茶席(表千家流) 文化センター 10:00～15:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00
			28	水	●人権と平和を考える講座(④/⑤) ☎ 13:30～ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～12:00・13:00～16:00	15	土	

※毎週月曜日は市民交通安全日、
毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯 9/6・20 10/4
 峠の湯 9/13・27 10/11
 鉄道文化むら 9/6・13・20・27 10/4・11
 文化センター (※は図書館のみ休館です)
 9/5※・6・7※・8※・9※・13・
 9/20・27 10/4・11・12
 文化会館 9/5・12・20・26・30
 10/3・11

碓氷川熱帯植物園 9/6・13・20・27 10/4・11
 スポーツセンター (※は温水プールのみ休業です)
 9/5・12※・20・21・23・26※
 10/3・11
 学習の森 9/6・13・20・21・23・27
 10/4・11・12
 いきいき長寿センター 9/5・12・19・20・23・26
 10/3・10・11

相談案内

9月1日→10月15日

<p>行政相談 〔 〕 9/1・15 10/6 9時～11時30分 〔 〕 9/5 10/3 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 〔 〕 9/2・16 10/7 13時～16時 ※要電話予約 〔 〕市民生活課 (☎内線1207)</p> <p>人権相談 〔 〕 9/15 13時30分～15時30分 〔 〕 9/16 13時30分～15時30分</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談 (〔 〕子ども課) 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 〔 〕子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など) 〔 〕 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 ※要電話予約 〔 〕健康づくり課 (☎内線1174)</p> <p>妊婦健康相談 (母子手帳交付) 〔 〕・〔 〕 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 ※要電話予約 〔 〕健康づくり課 (☎内線1174)</p> <p>消費生活相談 消費生活センター (〔 〕敷地内) 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 〔 〕 第1・3火曜日 13時30分～16時 ※要電話予約 〔 〕市民生活課 (☎内線1207)</p> <p>無料税務相談 9/7 10/6 13時～16時 ※要電話予約 〔 〕税務課 (☎内線1061) 〔 〕住民福祉課 (☎内線2161)</p>	<p>障害者相談 知的・身体障害者相談 (〔 〕・〔 〕) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談 (〔 〕青少年センター) 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談・認知症相談 電話相談・面接相談 (〔 〕・〔 〕) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 〔 〕介護高齢課 (☎内線1189) 〔 〕住民福祉課 (☎内線2151)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 第2・4木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分 〔 〕 第9会議室 第1・3月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中商工会 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	--

健康通信

9月は集団検診が、特定・後期高齢者健診と一緒に実施されます。集団検診の大腸がん検診容器は、〔 〕健康づくり課、〔 〕住民福祉課で配布しています。各種個別検診は、市内医療機関にて実施中です。集団検診または個別検診のどちらかを受診してください。

- 【持ち物】** ◎「特定・後期高齢者健診」→ 受診票・受診券、保険証
 ◎「大腸がん検診容器配布・各種がん検診」→ オレンジ色の封筒で送付された受診シール

【問合せ】 〔 〕健康づくり課予防係 (☎内線1172)

本庁市民課 休日窓口開設日

9月4日・18日 10月2日
 午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (9月1日～10月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

9 月		10 月	
1日	C・D・R	16日	M・T・V
2日	E・N・W	17日	C・X・Y
3日	H・Q・Z	18日	G・K・W
4日	I・O・U	19日	D・R・Z
5日	B・F・P	20日	E・N・U
6日	J・L・S	21日	B・H・Q
7日	A・T・V	22日	I・J・O
8日	M・X・Y	23日	A・F・P
9日	C・G・K	24日	L・M・S
10日	D・R・W	25日	C・T・V
11日	E・N・Z	26日	W・X・Y
12日	H・U・Q	27日	G・K・Z
13日	B・I・O	28日	D・R・U
14日	F・J・P	29日	B・E・N
15日	A・L・S	30日	H・J・Q

	業者名	TEL		業者名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	388-1178	Z	(株)フェニックス	382-5262

10/22 (土)
開催

2016 USJ 安中市合併10周年記念
碓氷峠ラン184
高低差400mを走破しろ!



大会ゲスト



碓氷峠を舞台とした高低差400mを走破する「碓氷峠ラン184」が今年も開催されます。

エントリー締め切りは、**9月16日 (金)** となっております。

申し込みおよび詳細については、碓氷峠ラン 184 のホームページ (<http://www.sanspo-jigyo.com/usuirun/>) をご覧ください。
※大会当日は、交通規制もありますのでご注意ください。

「TSUKEMEN LIVE 2016」

安中市文化センターでは、「TSUKEMEN LIVE 2016」を開催します。2 ヴァイオリンとピアノのインストルメンタル・ユニット「TSUKEMEN (ツケメン)」。

マイク・スピーカーなどの音響装置を通さずに、楽器本来の持つ「生音」にこだわったLIVEを世界中で展開しています。

クラシックはもちろん、映画音楽、ジャズ、ゲーム音楽からアニメ曲まで多彩な楽曲を演奏する予定です。ぜひ、ご来場ください。

公演日時▶10月8日 (土) 午後3時～ (開場：午後2時30分)

場 所▶文化センター ホール

主 催▶安中市教育委員会

※文化センター窓口にてチケット好評販売中。
※電話受付も行っております。
※3歳以下の入場不可。



全席指定	一 般
前売	3,500円
当日	4,000円

皆さんの声をお待ちしております

市役所 各、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日々感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。



人口と世帯	日本人住民		外国人住民		合 計
	男	女	男	女	
安中地域	22,455	23,024	172	225	世帯数 24,510 (平成28年7月末日現在)
松井田地域	6,783	7,141	28	56	
合 計	29,238	30,165	200	281	